

防災緑地計画ガイドラインについて

福島県沿岸部の復興まちづくりについて

福島県は、東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地域において、**総合的な防災力が向上したまちづくり**を目指します。

- 「一線防御」から「**多重防御**」へ
従来の海岸堤防のみによる「一線防御」から、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「**多重防御**」による総合的な防災力が向上したまちづくりを目指します。
- 防災緑地整備の必要性
東日本大震災で、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮しました。このため、福島県沿岸部の復興まちづくりの一環として、防災緑地の整備を進めることとしました。

復興まちづくりのイメージ



防災緑地とは？

○防災緑地は、非常時の(1)防災機能、通常時の(2)地域振興機能、(3)景観・環境の再生・形成機能の3つの機能を有しています。

- (1) **防災機能**
 - i) 津波を減衰し、浸水被害範囲を軽減し、避難時間を確保する。
 - ii) 津波による漂流物を捕捉し、漂流物の衝突による被害を軽減する。
- (2) **地域振興機能**
海洋レクリエーションや自然とのふれあいの場として活用する。
- (3) **景観・環境の再生・形成機能**
地震や津波で失われた景観や環境の再生・形成を図る。

防災緑地計画ガイドラインとは？

防災緑地計画ガイドラインは、防災緑地を円滑かつ迅速に整備するため、専門家の知見、地域特性、津波被災特性を踏まえ、**防災緑地の計画や整備のあり方**を具体的に示しました。

防災緑地計画ガイドラインの概要

防災緑地の3つの機能ごとに、**配置・植栽・構造・運営管理**の4項目について配慮すべき事項を整理しています。

- ◇配慮すべき事項
【主な記載内容】
 - (1) **防災機能**
 - (配置) ・海岸保全施設等と一体となって、連続して配置する。
 - (植栽) ・津波防御機能を発揮する樹種の選択や植栽の配置、密度を設定する。
 - (構造) ・樹林帯が津波減衰効果を発揮する盛土高とする。
 - (管理) ・防災機能を発揮するため適切な植栽の大きさや密度を確保していく。
 - (2) **地域振興機能**
 - (配置) ・散策路等の日常利用と防災機能の両立を図る施設配置を検討する。
 - (植栽) ・レクリエーション利用や眺望等に効果的な植栽を検討する。
 - (構造) ・休憩・休息や散策路等の日常利用空間となる平坦地や連続的な空間確保を検討する。
 - (管理) ・防災緑地利用者と連携しながら運営管理することも検討する。
 - (3) **景観・環境の再生・形成機能**
 - (配置) ・周辺の丘陵地や樹林地等と連続させることで、周辺環境と調和した生態系ネットワークの形成を図る。
 - (植栽) ・地域の風土に馴染みやすい地域種等を用いた植栽を検討する。
 - (構造) ・海岸堤防等構造物の圧迫感を軽減する工夫を行う。
 - (管理) ・防災緑地を誇れる地域財産として継承していくために、様々な人々が関与できる仕組みの導入を検討する。

防災緑地の進め方について

